

附属書二

ベトナムの法令に基づく看護師としての認定を受けることを目的とする入国及び一時的な滞在を6の規定に基づき許可される日本国の自然人は、次の(a)から(e)までに定める要件を満たすものとする。

- (a) 日本国の看護師であり、かつ、日本国における三年制又は四年制の集中的な看護の課程の卒業証書を取得した者であること。
- (b) 少なくとも二年間日本国の看護師としての実務経験を有する者であること。
- (c) ベトナムの保健大臣が指定し、及び承認した医療訓練機関が発行するベトナム語の能力についての証明書を取得し、又は附属書一(1)(c)に規定する日本語の試験と同等のベトナム語の試験に合格した者であること。
- (d) 11(a)(ii)に規定する日本国の調整のための機関によって実施された募集過程を経た者であること。
- (e) ベトナム政府が指定する日にベトナムに入国する者であること。